

令和5年度

PTA会則

足立区立千寿双葉小学校P・T・A

足立区千住大川町1-7-1
電話 (3888)6326~7

この名簿は個人情報記載の為
厳重な管理をして下さい。

足立区立千寿双葉小学校 P T A会則

第1章 名称・目的・組織

第1条 この会は、足立区立千寿双葉小学校P T Aと称し、事務所を同校内に置く。

第2条 この会は、日本国憲法及び教育基本法に基づいて、学校と家庭が協力して、子どもたちの幸せのために活動し、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は、千寿双葉小学校に在籍する児童の保護者と教職員をもって組織する。

第2章 事業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) よい保護者、よい教師、よい社会人となるための、研修・研究活動
- (2) 会員や地域への情報伝達のための広報活動
- (3) 子どもたちの生活環境を守り、地域と協力するための校外活動
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦を図るための学年学級活動
- (5) 千寿双葉小学校の教育を理解し、協力するための活動
- (6) その他、P T Aの目的に沿った必要な活動

第3章 機関

第5条 この会は、第4条の事業を行うために、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 各種専門委員会

第6条 1、総会はこの会の最高議決機関として、年1回の定期総会を行う。但し、理事会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上から開催の要求があった場合に、会長が臨時総会を招集する。総会は、全会員をもって構成する。

2、総会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 前年度事業報告および決算報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 新年度事業計画および予算
- (4) 会則の改正
- (5) その他

3、総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を得て決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

第7条 1、理事会はこの会の執行機関とし、必要に応じて会長が召集する。理事は次のとおりとする。

- (1)会長 (2)副会長 (3)会計 (4)会計監査 (5)各専門委員会正副委員長

(6)総務委員 (7)校長

2、理事会は、次の事項について審議・決定する。

- (1)総会議案、および細則の審議・決定
- (2)会務執行に関する事項
- (3)役員を選出・承認
- (4)その他、この会に運営に関する事項

第8条 役員会は、この会の補助機関とし、会長が必要に応じて召集する。役員会は、次の役員によって構成し、この会の運営に必要な事項を審議・検討する。

(1)会長 (2)副会長 (3)会計 (4)総務委員正副委員長

第9条 1、各種専門委員会は次のとおり。各種専門委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は委員会を代表し委員を招集する。副委員長は委員長を補佐する。各委員の構成は次のとおりとし、各専門委員会には学校から選出され教職員も含まれる。

- (1)総務委員会 各学年から1名選出された委員
- (2)学級委員会 各学級から1名選出された委員
- (3)広報委員会 各学年から若干名選出された委員
- (4)成人・保健体育委員会 各学年から若干名選出された委員
- (5)校外安全指導委員会 各学年から若干名選出された委員

2、各種専門委員会の事業内容は次のとおり。

- (1)総務委員会～総会決議案の作成、およびその他の委員会に属さない事業に関すること。また、議会の書記も担当する
- (2)学級委員会～学年・学級に関すること
- (3)広報委員会～広報紙の発行、および、会員の啓発活動に関すること
- (4)成人・保健体育委員会～会員の教養を高め、健康促進を図る活動に関すること
- (5)校外安全指導委員会～校外活動における生活指導及び、地域活動に関すること

第4章 役員、委員

第10条 この会には、次の役員および委員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。

なお、副会長の1名は副校長とする。

- (1)会長 1名 (2)副会長 2名以上 (3)会計 2名 (4)会計監査 2名
- (5)各種専門委員 若干名

第11条 役員および委員の任務は次の通りとする。

- (1)会長は、この会を代表して会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長の事故のある時は、会長の任務を代行する。
また、各専門委員会を補佐する。
- (3)会計は予算に基づいて会計事務を行い、決算報告を行う。
- (4)会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- (5)各専門委員については、第9の2のとおり。

第12条 役員および委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第13条 役員および委員の選出については、次のとおりとする。

(1)会長、副会長、会計、会計監査は、選考委員会において会員の中から候補者を推薦し、理事会において承認する。

(2)各専門委員会の正副委員長は各委員会の委員の互選により決定する。

第14条 この会は、顧問・相談役を置くことができる。顧問は会長歴任者、相談役は副会長歴任者とし、理事会が推薦総会の承認をもって定める。任期は1年。再任できる。

第5章 会計

第15条 この会は、会費、事業収入、その他によって運営する。

第16条 会費の徴収は、細則によって定める。

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

第18条 予算・決算は総会の承認を要する。

第6章 個人情報保護の取扱い

第19条 本PTAがPTA活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、管理、提供及び開示等については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 入退会に関する取扱い

第20条 本PTAがPTA会員の入退会に関する内容については「細則」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 付則

第21条 この会則は総会の決議によって改正できる。

第22条 この会の運営上必要な細則は、別に定める。細則は理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

第23条 1、この会則は平成17年4月1日から施行する。
2、この会則の改定版は平成21年4月1日から施行する。
3、この会則の改訂版は平成27年4月1日から施行する。
4、この会則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。
5、この会則の改訂版は令和3年4月1日から施行する。
6、この会則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

足立区立千寿双葉小学校 P T A 細則

1、 役員の執務期間

- (1) 新年度の役員は、その任務の必要上、新年度の4月1日から3月31日までを任期とし、執務体制に入る。
- (2) 新年度の役員が総会前に執行体制に入るには、理事会の承認を受けて会員全員に周知し、総会では、報告・承認となることも含めて了承を得る。

2、 会費

- (1) この会の会費は年額一世帯3600円とする。また、転入生については、月額計算とする。

3、 弔慰

- (1) 保護者会員、同配偶者死亡の場合、会より5000円の弔慰金をおくる。
 - ① 会長以下理事・担任は可能な限り通夜または葬儀に参列する。
 - ② 連絡は、連絡網で速やかに連絡する。
 - ③ 学級委員は、学級の会員から1世帯500円以内の弔慰金を集めることができる。
- (2) 児童死亡の場合、会より5000円の弔慰金と花輪をおくる。
 - ① 会長以下理事・担任は可能な限り通夜または葬儀に参列する。
 - ② 連絡は連絡網で速やかに連絡する。
 - ③ 学級委員は、学級の会員から1世帯500円以内の弔慰金を集めることができる。
- (3) 教職員会員死亡の場合は、会より5000円の弔慰金と花輪をおくる。同配偶者、子・父母が死亡の場合は3000円の弔慰金をおくる。
 - ① 会長以下理事・担任は可能な限り通夜または葬儀に参列する。
 - ② 連絡は連絡網で速やかに連絡する。
 - ③ 学級委員は、学級の会員から1世帯500円以内の弔慰金を集めることができる。
- (4) 顧問、相談役、歴代校長死亡の場合、会より5000円の弔慰金と花輪をおくる。
 - ① 会長以下理事は可能な限り通夜または葬儀に参列する。
- (5) 児童が1ヵ月を越え、傷病により連続欠席の場合は、会より3000円の見舞金をおくる。
- (6) 教職員が1ヵ月を越え、傷病により連続欠席の場合は、会より3000円の見舞金をおくる。
- (7) その他、会長と校長が必要と認めた場合は、弔慰金・見舞金をおくることができる。

4、 転退職、婚姻

- (1) 教職員会員が転退職する場合、会より記念品をおくる。
- (2) 教職員会員が婚姻する場合は会より5000円の祝い金をおくる。

5、 表彰

- (1) 会員および児童で、教育上特に顕著な功労があった場合は、理事会の承認を経て表彰することができる。
- (2) その他、会長と校長が必要と認めた場合は、理事会の承認を経て表彰することができる。

6. 入退会

- (1)本会員は、会費の納入をもって入会をしたこととする。
- (2)本会の会員は、本会からの退会を求めることができる。
- (3)退会の意思は、会員 の氏名と退会の意思を明示した書面（本規約内では退会届という）を会に提出することによっておこなう。
- (4)退会届が提出されたとき、会長がこれを受理する。
- (5)退会者の退会は、退会届の提出された月の末日とする。
- (6)転校、その他、児童の除籍により本会の会員が退会する場合は自動退会とする。
- (7)退会者及び自動退会となる者に前納された会費があるとき、その前納された会費は返還しない。

<付則>この細則は平成24年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

足立区立千寿双葉小学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、足立区立千寿双葉小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るこ

とが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(開示、訂正、利用停止等の請求方法)

第9条 本会に対し、法第28条1項、法第29条1項又は法第30条第1項若しくは第3項の規定による請求をしようとする者は、本人確認に必要な書類を添付して会長あてに書面にて行うものとする。